

一般社団法人下関観光コンベンション協会会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人下関観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（正会員は様式第1、賛助会員は様式第2）により、会長に申し込まなければならない。

2.入会は入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(特 典)

第3条 会員は定款に定めるもののほか、協会が主催する会合等への参加及び協会の発行する情報紙等の配布を受けることができる。また、当協会ホームページにおいて、店舗紹介等の情報掲載をすることができる。

(会 費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は、年間1口2,000円で5口以上とする。ただし、下関市長及び下関市職員は会費を徴収しない。

(2) 賛助会員は、年間1口2,000円で5口以上とする。

(3) 名誉会員は、会費を徴収しない。

2 会費は、原則として毎年度7月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは入会決定後速やかに納入するものとする。

(退 会)

第5条 会員は、退会するときは退会届（正会員は様式第3、賛助会員は様式第4）を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(会費の不返還)

第6条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

2 第 4 条の規程の会費について、既に会員であるものにおいては、従前のおりの取扱とする。

附則

この規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。